明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**六四）　一

〔告　示〕

○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件（**総務・国土交通**二）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**五〇）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**五一）

○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三〇二）

○ガンビア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇三）

○シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇四）

○リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇五）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**三五〇）

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**二〇一七～二〇一九）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇二〇～二〇二五）

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一五四～一五七）

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一五八）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一五九）

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一六〇）

○海上における試験を実施する件（**同**一六一）

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**同**一六二）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（**同**一六三）

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二九）

○道路に関する件（**中国地方整備局**九七）

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一一四）

〔国会事項〕　三

〔人事異動〕

内閣　四

財務省　四

〔皇室事項〕　五

〔官庁報告〕

法務　六

公証人任免（法務省）　六

〔公　告〕　七

諸事項　七

官庁

財団、直轄特定災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　八

省　令

○国土交通省令第六十四号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第四十条並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第六項第二号、第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第七節」を「第七節まで」に改め、第一号を次のように改める。

一　法第十四条第三項の規定による認定、同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るものに限る。）

第四十五条第一項第十号中「、同法第二十二条」を「若しくは同法第二十二条」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「、同法第二十二条」を「若しくは同法第二十二条」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「もの（この下に「法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項とし